

「サービス規定」

ATM 宝くじサービスのご案内

1. サービス内容

「〈くりゆうぎん〉ATM 宝くじサービス」(以下「本サービス」といいます)とは、次の各取引を一括して行うサービスをいいます。

(1) 当行の現金自動預入支払機(以下「ATM」といいます)の操作による、当行所定の当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます)の購入。

(2) (1)により購入した宝くじの当行による保護預り。

(3) (1)により購入した宝くじの当行による当せんの有無の調査、ならびに当せん金の支払い。

2. 利用対象者

(1) 本サービスを利用できるのは、琉球銀行の普通預金または、総合口座(ただし貸越は不可)のキャッシュカード(代理人カードを含みます)を保有する個人の方とします。

(2) (1)にかかわらず、当行からの振込による入金を行うことができない預金口座のキャッシュカード、および「カードローン口座」のキャッシュカードによって本サービスを利用することはできません。

(3) 当行以外の金融機関のキャッシュカードによって本サービスを利用することはできません。

(4) 未成年者による本サービスの利用はご遠慮ください。

3. 宝くじの購入

(1) 本サービスによる宝くじの購入は、当行所定の ATM において、当行所定の日時に行うことができます。店頭での購入はできません。

(2) 本サービスにより購入した宝くじの購入代金はキャッシュカードによる預金の払戻の方法で当行に支払われるものとします。現金による購入はできません。

(3) ATM の画面にしたがって、宝くじの種類、タイプ、ナンバー、口数、回数その他所定の事項を正確に入力してください。なお、入力することのできる口数、回数、および1回あたりの購入額等には所定の上限があります。

(4) 本サービスの取引は、当行が購入内容を確認したうえで購入代金相当額を当該キャッシュカード契約のある預金口座(以下単に「預金口座」といいます)から(2)の方法により払戻し、ご利用明細票を発行したときに成立するものとします。なお宝くじの購入者は、預金

口座の名義人とさせていただきます。

(5) ご利用明細票には購入内容が記載されますので、大切に保管してください。なお、ご利用明細票は購入内容の控であり、宝くじではありません。

4. 宝くじの保護預り

(1) 本サービスにより購入された宝くじは、すべて当行が保護預りするものとし、宝くじの交付・返還は致しません。

(2) 宝くじの保護預り期間は、当せんの有無にかかわらず、後記 6. (1)により当せん金を支払うべき時点までとし、その後当行において処分させていただきます。

5. 当せんの調査

当行が保護預りする宝くじについては、当行で各抽せん日に当せんの有無を調査します。

6. 当せん金の支払い

(1) 当せんした宝くじの当せん金は、原則として、宝くじ購入代金をお支払いになった口座に抽せん日の2銀行営業日後に振り込む方法で支払います。振込日の指定はできません。また当せん金を現金で受け取ることはできません。

(2) 1口あたりの当せん金が300万円を超える場合には、(1)によりお支払いするとともに、当行から購入者あてに別途通知を行います。

(3) 当せん金の支払いが(1)に定める期間内に行われない場合には、すみやかに預金取引店にご照会ください。

(4) 当せん金の預金口座への振込が不能であったときは、当行において当せん金をお預りします。お預りした当せん金は購入者からの申し出によりお支払いします。なお、お預りした当せん金にお利息はつきません。

7. 他の業者への再委託

当行は、本サービスにおける宝くじの保護預り、ならびに当せんの調査を他の業者に再委託し、再委託に必要な範囲内で、購入内容、購入者の氏名、預金口座番号等を当該業者に開示します。このとき当行は、当該業者に対して適切な内容の機密保持義務を負わせるものとします。また、当該業者は本サービスのために更に他の業者に上記業務を委託し、これに伴い上記情報を開示することがありますが、当行は上記情報の秘密が守られるよう、十分な措置を講じるものとします。

8. 受託金融機関への情報開示

当行は、宝くじに係る事務を地方自治体から受託している金融機関(受託金融機関)に対し、当せん者の氏名・住所・電話番号、当せん内容、預金口座番号等を開示します。なお、この情報は、本サービス以外の目的で使用されることはありません。

9. 取引の取消・変更

本サービスにより成立した取引を取消すことはできません。また、取引内容の変更はできません。

10. 通知・連絡

(1)本サービスに関する購入者への通知・連絡は、預金取引でお届けの氏名・住所・電話番号等により行いますので、届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面により当行へ届け出てください。

(2)お届けの氏名・住所にあてて当行が通知、連絡、その他書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3)(1)によりお届けの電話番号の不通、預金口座の解約等の理由により通知・連絡を行うことができなかったとしても、これによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

11. 免責事項

次の各号の事由により、宝くじの購入が不能な場合、当せん金の入金が遅延した場合、本サービスに関する通知・連絡が到達しない場合に、これによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

(1)災害・事変・通信障害・裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由によるとき。

(2)当行または、当行がシステム運営を委託する会社、およびその他関係者が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線、コンピューター機器等に障害が生じたとき。

12. 譲渡・質入

本サービスにもとづく購入者の権利を譲渡・質入することはできません。

13. 他の規定の準用

本規定に定めのない事項については、関係する預金規定およびキャッシュカード規定により取り扱います。

14. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(3) 当行ウェブサイトがこの規定が記載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

以上

2020 年 4 月 1 日現在